

令和4年9月14日

こころ石内北自治会 会員の皆様へ

こころ石内北自治会  
会計担当 毛利・上田・柴崎

令和4年度下期分 こころ石内北自治会費の集金について(お知らせ)

標題について、こころ石内北自治会規約第33条に基づき、下記の通り自治会費を集金いたしますので、お知らせいたします。

記

1 自治会費

(1) 令和4年10月分～令和5年3月分(3,000円) 月額500円

(2) 新規入居された場合は以下の期間分

(令和4年度上期に入居された会員様で未集金分がある場合も含みます)

①各月の20日までに入居された場合は、入居月分から令和5年3月分まで

②各月の21日以降に入居された場合は、入居の翌月分から令和5年3月分まで

2 自治会費集金者

こころ石内北自治会規約第33条に基づき、各街区の班長が集金いたします。

3 集金時期

令和4年10月上旬～10月21日(金)まで

※おつりのないように、古封筒等に入れてご準備願います。

4 領収書の発行

自治会費の集金に際し、会員の皆様で領収書が必要な場合は、こころ石内北自治会として、会計が発行いたしますので、班長にその旨ご依頼願います。

なお、領収書は会計にご依頼があり次第発行の手続きを取りますので、お渡りするまでに日数を要します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上